

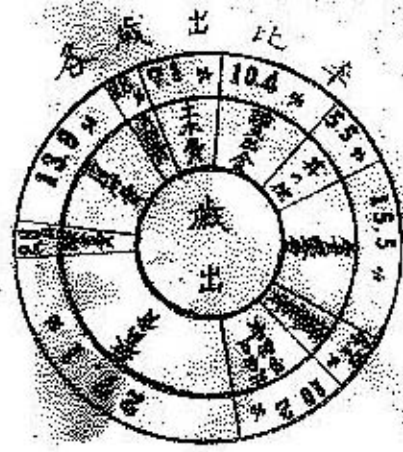


— さい市の金は下記のように使われます —

節の費名	金額	率	節の費名	金額	率
報 酬	1,948,101	0.010	委 託 料	318,300	0.001
定 員 給 料	15,447,363	0.083	修 繕 料	7,995,180	0.016
給 料	3,007,570	0.016	工 事 諸 費	50,006,875	0.269
旅 費	3,228,380	0.017	備 品 費	4,254,270	0.022
職 員 手 当	7,101,005	0.073	原 材 料 費	2,527,030	0.013
雜 手 当	3,064,067	0.016	施 設 費	4,510,500	0.024
慰 勞 及 退 離 料	106,179	0.005	賠償金及償還金	523,982	0.002
報 償 金	1,933,210	0.010	利子及割引料	3,397,600	0.019
貸 金	3,956,410	0.021	補償金及補填金	16,593,950	0.089
交 際 費	700,000	0.003	負担金補助	30,706,227	0.165
消 耗 品 費	2,426,848	0.016	交 付 金		
燃 料 費	3,239,150	0.017	保 險 料	1,625,960	0.008
食 糧 費	3,274,322	0.017	他 会 計 へ 繰 出 し	2,500,000	0.013
印 刷 製 本 費	1,623,119	0.009	積 立 金	953,550	0.005
光 熱 水 費	536,060	0.002	扶 助 費	7,920,000	0.042
通 信 運 搬 費	1,163,380	0.006	予 備 費	2,375,740	0.012
広 告 料	348,580	0.001			
手 数 料	35,000	0.0001			
借 料 及 損 料	771,333	0.004			
<b>合 計</b>	<b>185,294,241</b>				

歳 出

予備費	二億三千七百五十七萬四千四百
諸支出金	一億九千四百三十四萬七千二百
公債費	三億七千八百七十五萬三千二百
遠征費	八十二萬八千三百七十八円
統計調査費	十五萬五千五百四十四円
財産管理費	二百八十五萬六千六百
産業経済費	二億八千七百一十九萬六千七百七十七円
保険衛生費	八億六千七百七十七萬八千六百
社会及労働費	一億八千九百六十八萬二千七百四十四円
教育費	五億七千八百六十六萬
土木費	一億三千八百九十九萬三千四百
警察消防費	五億二千五百七十七萬
市役所費	二億五千七百六十六萬二千八百七十七円
議会費	五億一千五百三十三萬



# 財産處分と

## 市債の説明

一、編成方針で述べました通り健全財政を維持致し市財政の正常化を図る為には市の財産を一部処分致しなお不足分を市が借金して補なわねばなりません。其の内訳は次の通りです。

(一) 財産を処分して入る見込金額  
約三千一百五十万円

(二) 市有林立木其他売払代金  
約一千五百万円

(三) 市が借金して入る見込金額  
約一千五百万円

合計約四千六百五十万円  
二、財産を処分し並に市が借金をして本年度歳入の欠陥を補い、歳入歳出の均衡をとるようになった理由と内訳は次の通りであります。

(一) 収入減による補い分  
約三千五百四十万円

収入減の理由

(1) 旧町村で財産処分に依る収入で未執行のため未収入のもの  
約一千万円

(2) 政府の緊縮政策の影響によるもの  
約二千五百四十万円

(三) 支出増による補い分  
約一千一百万円

支出増の理由

新市の発足に伴い止むを得ぬ市役所施設の補充等に  
による。

以上のようでありまして一応補います収入金の財政計画は樹てましたが、市有林に於きましても樹の年齢の若いのが多く、また市債の面をみましても同の財政関係もありまして難色があります。

# 鑄山市民健康保険特別会計 予算の概要

歳入	国民健康保険徴収金 一千九百八十八万七千七百
国庫支出金	九百五十五万
繰入金	三百二十五万
市債	百万
県支出金	八十七万五千
繰越金	八十七万三千九百七
雑収入	一万
使用料及手数料	一万
財産収入	四千五百
寄附金	一万
合計	三千四百八十八万七千七百

歳出	市役所費 二百九十五万
保険給付費	二千七百七十四万二千五百
保険施設費	四百九十四万
公債費	十五万
積立金	五十九万
諸支出金	二百九十三万
予備費	五十九万二千
合計	三千四百八十八万七千七百



# 福祉事務所とは

## 不幸な人のため

社会道徳が混乱している時に、人生の目的は何であるかと問われると、色々に交つた答が出るでしょうが、大きくつまみ上げれば、道理の実現ということになり、ツマラナイことを大事に思つて血眼になつたり、ウソをついて人をごまかしたりするのは、道理の突現ではありません。世間を騒がすような一般の罪悪は、多くは特別な場合と場合に於て行われていいますが、生活が甚だしく不安な場合にも起ります。人の生活はいまでもなく物と心が一体となつて営まれていくが、戦後の日本は、物の不足と心の不満が長く続いた為、にわかには修正することが出来ない有様になつております。

堂々たる生業を持ち或は地位をもち、権力をもつて居る人はよいとしても、思ひもよらぬわざわいを重ねたり、長い病床にある人々或は身体障害者、精神薄弱、肢体不自由児等これらの者が非常にたくさん居られ、しかもこの様な苦しみのどん底にありながら、どちらかといえどさういう者に限つてウソも云わず、ごまかしもしないでだまつて純真に生きて行かれるお姿に対しては、心から同情しないではおられない。どうかこれらの人々を救いたいものであります。

「福祉事務所」は、これらの人々の為にできた所です。

## 何をやる所か

この社会福祉事業は、日本でも外国でも昔から行われてきました。が、日本で「福祉事務所」が置かれたのは、今から三年前のこと。それが「生活保護法」「児童福祉法」「身体障害者福祉法」及び「社会福祉事業法」等昭和二十二年から二十六年までに立法され、或は改正された多くの法と取組んで実に複雑な事務にたづさわつております。以下順を追つて略記しま

すと、先づ「生活保護法」の第一条に、

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国民が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

とあり、憲法の理念に基いて、困窮者を保護するのであるから、実がありがたいという外ないが、困窮の「窮」は、きわまるとかおわりとかいう意味なのでこういう所に法文の厳格さがあるように思われます。そのためにこの法律にならつて、いざ対象者の困窮の度を査察する段になると、福祉事務所の方が甚だ困窮する次第であります。それがわが所掌事務なりと覚悟すれば、また妙味のあるものだからか人々がまじめに相談にこられるのがとてもうれいのですから、どうぞ御遠慮なくおいで下さい。

事務所（民生課）には、各々担当の区域があり、その担当者が常に皆さんの保護について真剣に研究して居ます。

「保護」というのは、ただ経済的保護のみをいうのではなく、その自立を助長するため色々な方法を考えます。扶養義務者を引き出すのもこの為です。だから第四条に

保護は、困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもののを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

と規定してある。その利用し得る資産能力その他あらゆるものを活用するということをよくつきつめると、現在全国の被保護者の数はもつと減るでしょう。それも致し方ありません。

次に「児童福祉法」に於ては、第一条に、  
すべての国民は、児童が心身共に健全に生れ、且つ育成される

ように努めなければならない。  
2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

という原則に基いて、乳児から十八才未満の児童を対象として保護されるのであります。それらの施設としては、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、厚生施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児童、虚弱児、肢体不自由児施設等があり、福祉事務所はこれらの児童に対して必要な実情の把握につとめ、相談に応じ、指導を行いつつ、それに附随する業務を行つて居ます。生活に困窮して居られる家庭の母子や、精神薄弱、盲ろうあ、虚弱児、肢体不自由児等これらの家庭を思い、或は児童に接したときほんとに涙なしには見られませんが早くこれらの施設が、日本全国に充たされたらと思ひます。しかしできるだけの利便を図つて御相談に応じますから、御遠慮なく御利用下さい。

次に「身体障害者福祉法」です。この法律は、身体障害者の更生を援助し更正のために必要な保護を行い、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

とありまして、これらのお方には「身体障害者手帖」が与えられ、その施設としては更生施設、授産施設、補装具製作施設、医療保護施設、点字出版施設等があり、福祉事務所はこれらのお方の御相談に応じ、この法律に定める福祉の措置を受けるよう指導して居ます（法第十一条）

## 福祉用語

この外あらゆる社会福祉事業は援助、育成又は更正の措置を要する者に対し、その独立心をそなうことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助することを趣旨とする（社会福祉事業法第三条）のであるから、生活に困つた場合には、すぐこの法律の援助を受ければよいのかというところ、そうは参りません。即ち困窮者或は被保護者が、これらの法律にブラ下つて、のんきに居る

ことは許されません。敗戦日本の苦しい国家経済事情に於て、不幸なものを際限なく保護することは到底できないのであつて、今の国家経済の範囲でやつて行けるように法律も施設もつくられていなくてはなりません。然るに毎年大きな赤字ができるやうなことは、この法律の乱用者があり過ぎるからであり、いつまでもこの法律に甘えてブラ下がつて居たり一方生活診断、福祉処分の抜指、適用運営の不備未熟等によると思われ、或は今日の日本が、これだけの法的内容を遺憾なく処置するのに、かなり無理な事情にもあると思われるので、この点お互にがまん辛棒しなければならぬことも多いわけです。

難中の難事

人間の生活、特に精神生活は、宗教的に道徳的に或は心理的特徴を持つた個人及び複雑な共同体として営まれているのであるから、それら一連の経済的福祉、精神的福祉事業を僅かに九人や十人で、しかも限られた法の範囲と、又限られた国家予算や市予算の財源を以つて賄つていくことは、実に難中至難の問題であります。

そのために福祉事務所員は、事務のかたわら社会事業概論、方法論、運営論、社会事業行政、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論をはじめ、教育学、倫理学、心理学、社会学、論理哲学等に至るまで頭を突込んで居りますし、その外郭には、これら実際の仕事を助けて下さる民生委員が各町に居られ、社会福祉協議会があつて常に皆さんの味方となつてお世話をし居られるのですから、何なりと御利用下さい。

因に各町の民生委員並に社会福祉協議会役員は左の通りです  
 勝山 梅田蘭英、荒井重吉、森下いね、佐々木建証、柳内ハツエ  
 中村操六、多田清市、久保正治  
 中村ちよ、森栄枝、笠羽仙太郎  
 平泉敏雄、岩佐静男、前田藤三  
 滝さく、北川喜代治、石敏健三  
 太田はま、織田末吉、丸山益雄

三尾忠左衛門、伊藤国雄、長谷川四郎松  
 平泉寺 佐々木彰、上山健次、森宗光、谷口長太郎、田島仁太郎  
 中村貞、地端うめの  
 村岡 藤沢重太郎、松村明、木下伝右衛門、中村善太、竹内富子  
 中村りん  
 北谷 加藤清右衛門、斎藤弥市、川上与吉、鈴木常雄、南江源太郎  
 安岡久作、石井千代、小林友枝、佐々木やす  
 野向 大谷与治右衛門、石塚善伸  
 椿山一英、宮崎静栄、竹内よみ、倉田まさる、藤井玉枝  
 荒土 大谷順孝、原田益澄、下牧久蔵、黒田猛、久保久隆、岸本むめの、木下初栄  
 北郷 藤原源、村井一之、中村武次郎、近藤みつる、竹内まつを、木下ヨシオ  
 鹿谷 岡部清司、山内亨、室江了円、竹内豊、鳥川すゑを、川口みき  
 瀬羽 酒井隆一、松村藤左衛門、斎藤静乃、山根すずを、田中なつ、花山わた

勝山市社会福祉協議会役員  
 会長 梅田蘭英  
 副会長 仲村利章、池田四郎  
 理事 石敏健蔵、白木さく、佐々木彰、加藤清右衛門、田中茂、大谷与治右門、原田益澄、藤原源、山内亨、松村藤左衛門（評議員を兼ねる）  
 評議員 沼田紘、竹内吉孝、平泉正男、梅田ひさる、石井千代、佐々木惣一、比良野いせを、木下初枝、中村善子、室江了円、横山保、大森勉

年賀電報は年内に

勝山電報電話局

勝山電報電話局では「新年の御挨拶は電報で」と年々益々利用される年賀電報に嬉しい悲鳴をあげています。今年は十二月十日より受け付け市民の皆さんたちの御利用をお待ちしています。二十五日以後になりますと特にいちに時に発信が殺到しますので早目に打電されますよう願っています。

**1955年の新春を壽ぐ年賀交換会**  
 昭和三十年の新春を心から祝福し新生勝山市の融合団結を一層はかるため金市民等つてなごやかに一堂に会し親睦交歓を図る年賀交換会を次のように開催しますから多数御参加下さい。  
 ◆主催 勝山市 勝山商工会議所  
 ◆受付期間 昭和29年12月15日～25日まで  
 ◆申込場所 市役所（広報企画課）及び各支所  
 ◆日 時 昭和30年1月1日 午前11時（時間厳守）  
 ◆会場 成器西小学校  
 ◆会費 100円（申込と同時に納入して下さい）

お米の配給制度が  
 かわりました

こんど主要食糧配給法が一部改正になりました。従来いろ／＼の事情で毎月の買受けが遅れた場合でも政府が特別に定めた月以外に遅れた分の米もさかのぼつてお渡しすることができたのですが、こんどの配給制度の改正で毎月の配給相当の米は其の月末迄に買わないと配給辞退として処理することになりましたからその月の米は必ずその月の内にお買い取り下さるようお願いいたします。

十二月一日より新しい米穀通帖が交付になりました。もう御家庭へは配布されていくことと思いますが、ところどころ通帖の内容特に満年齢により配給量も変更していますから、若し誤りがありましたら配給係までお届け下さい。また今後の異動は新通帖によつて行いますから旧通帖は必ず米屋さんへお返し下さい。

# かぜ 感冒にかからぬよう

## 注意しましょう

毎年秋から冬にかけて、しよう紅熱、百日咳、チフテリア、気管支肺炎等が発生しますからお互が注意し合つて病氣にかからないように気をつけましょう。

今年のように急に寒くなつたり寒風に吹きつけられたりすると不用意にかかると感冒(かぜ)です。この病氣は鼻のあなの中の粘膜がおかされて粘膜に炎症が起り鼻がつまつたり、くしやみ、鼻水が出てきます。そして扁桃腺やのどが赤くなり頭痛を覚え身体がだるくなり発熱します。そこでこの予防法としては

- 1 ふだんから皮膚を丈夫にしておく
  - 2 寝る前には冷たい寝巻と着かえる習慣をつける
  - 3 冷水まぎつや乾布まぎつで皮膚をきたえる
  - 4 カゼのはやる時は多数の人出の処はなるべくさける
  - 5 清潔なマスクを使用する
- 次が最も適切なことであります。また恐しい病氣です。急に寒氣がして発熱し体温は三八・四〇度位にのぼり身体がふるえ頭がわれるように痛く、しかも身体がふしふしが痛くなります。この病氣の流行時には気管支炎、腎臓炎、老衰症、産婦の合併症、脳出血など色々の病氣が併発します。これ等の中でも特に肺炎にかかる例が多く、この流行性感冒については余程の大事をとらねばなりません。一般的な注意としては

- 1 睡眠をよくとる
- 2 栄養がかたよらぬようにする(俗にいう偏食をさける)
- 3 常に身体の抵抗力を養つておく
- 4 汗のついた下着はすぐ取り換える
- 5 寝冷をしたりうたた寝をしないうよう気をつける
- 6 うがい、励行
- 7 清潔な「マスク」を使用する

大体以上のようですが特に病氣にかゝつた方は他の人に感染(へうつす)しないよう心掛けることが最も大切です。

また可愛いお子さんが百日咳やジフテリアなどを併発しやすおそれがありますから御家庭の皆さんには充分御注意下さい。「何んでもない」「これぐらい」という一寸した不心得からかけがえのない大事なお子さんがそれこそ取り返しのつかないことになります。どうも様子がおかしいと思つた時は先づ医師に診断してもらつて何が何よりも大切です。

なお今年の一月一日からこの十一月三十日までには於ける勝山市法定伝染病発生状況をお知らせしますと次の通りです。

勝山市法定伝染病患者発生状況表 (自29.1.1 至29.11.30)

病種別	発生状況
赤痢	36
チフス	13
マラチフス	1
デブテリヤ	27
猩紅熱	2
流脳	1

凡例 ——線は発生人員、-----線は死亡人員を示す

## 屋外廣告物の掲出は必ず届出をしましょう

いよいよ本年も余すところ僅かとなり慌しい師走の風が街々に吹いています。毎年この頃になると恒例の大売出しを始め色々名残を惜しんで座談会、講演会等が催されますので街の辻々には多種多様のポスター

が貼られます。ところでこのポスターなど屋外廣告物が往々にして無届で掲出しているものもかなりあるようです。

県では昭和二十五年一月十日に「屋外廣告物条例」を制定しその主旨の徹底をはかつてきましたがこの条例の主旨は申すまでもなく

- 1 美観風致の維持
- 2 危害防止

などを目的として制定されたものです。最近特に無届掲出、継続申請、広告物の除却等の不徹底の点があります。今後このような広告物を掲出された場合は違反者に対しては広告物を除却するかまたは罰せられることがありますので充分御注意下さい。

なお詳しいことは勝山土木出張所または市役所総務課へお問合せ下さい。

## 知事杯

### 勝山高等学校が獲得

#### 第一回県下珠算競技大会

勝山商工会議所主催勝山市並びに県商工連、福井新聞社後援の第一回県下珠算競技大会は五日午前八時三十分から勝山中学校講堂に於て小、中、高校一般十九チーム三百三十有余名が参加し母校の名誉にかけて覇を争いましたが次のように夫々知事杯を始め賞品賞状が授与されました。(敬称略)

- ◆小学校の部 団体競技
  - 1 福井市 松本小学校
  - 2 勝山市 円山小学校
  - 3 勝山市 成器西小学校
- ◆中学校の部 団体競技
  - 1 勝山市 勝山中学校
  - 2 福井市 成和中学校
  - 3 勝山市 明道中学校
- ◆個人競技(地元関係者)
  - 第一位 勝中 松原 勉
  - 第二位 勝中 高橋 良子
  - 第三位 勝中 杉俣 政昭
- ◆高校の部 団体競技
  - 1 勝山市 勝山高等学校
  - 2 福井市 乾徳高等学校
  - 3 大野市 大野高等学校
- ◆個人競技(地元関係者)
  - 第一位 勝高 伊藤 敏雄
  - 第二位 勝高 牧野 純子
  - 第三位 勝高 前川 敏子

# 「みんなて明るいお正月を」

## 第四回NHK歳末たすけあい運動

NHKでは中央共同募金会と共催、厚生省、郵政省、全国社会福祉協議会連合会の後援で世に恵まれない不幸な人達を救済するためみんなて「明るいお正月を」のスローガンのもとに「NHK歳末たすけあい運動」をこの六日から二十五日まで全国的に実施することになりました。

そこで福井放送局では本運動の一環として県共同募金会と共催で次のような運動を本格的に展開することになりました。勝山市の皆様さんには本運動の趣旨に御答同の上御協力下さるようお願いいたします

◇歳末たすけあい運動要領◇

一、主催 NHK福井放送局 県共同募金会

一、名称 「みんなて明るいお正月を」第四回NHK歳末たすけあい運動

一、期間 昭和二十九年十二月六日より十二月二十五日まで

一、実施事項 義捐金の募集

一、義捐金の受付

1 県下各郵便局

2 NHK福井、敦賀、小浜放送局

3 勲業銀行福井支店、福井銀行

4 福井県共同募金会

一、義捐金の配分

県共同募金会を通じて年内に県内の生活困窮者や、身よりのない人達に配分する。

(NHK福井放送局・県共同募金会)

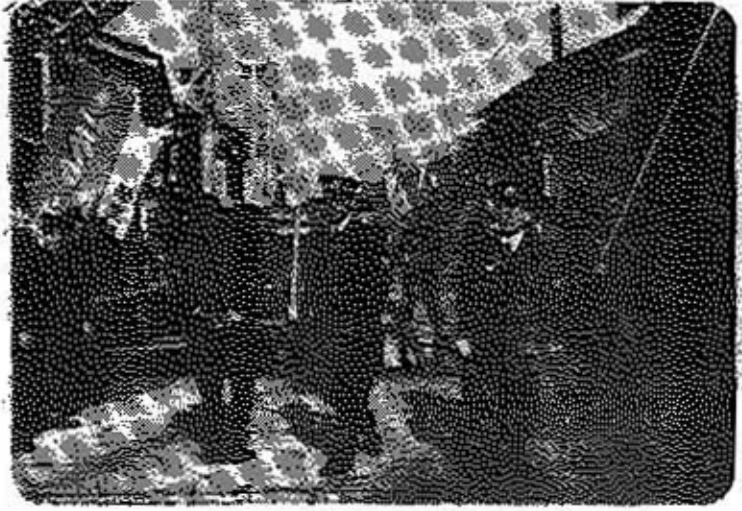
### 同じ境遇に同情

#### 愛の衣類を贈る

##### 石川さんの美徳

去る十一月十五日北郷町で日雇人夫石川富恵さんが土木工事場で三百貫の岩石の下敷になつて死亡したため、長女みち子さん兄弟四

人が非常に困つていることを伝え聞いた全町石川病院に勤務の宮本叶さんは自分と同じ境遇に深く同情して余分なセーラー服、メリヤス、毛シャツなど衣類十点を母親を亡くした石川さん兄弟へ贈りました。



### 勝山市消防団の結団式

#### 結団式

勝山市消防団の結団式は小春日和ものどかな十一月二十日午前八時から県警察音楽隊の特別出場で市中行進を始め分列式、水勢試験など雄壮盛大に挙行されました。

寫眞は(上)訓示をする市長(中)雄壮な警察音楽隊(下)水勢試験を巡視する市長(右)佐々木消防団長より表彰をうける電報電話局の交換手



# 師走の犯罪は

## こうして防ぎましょう

年の瀬も押し迫り市民の皆さん方は大へんお忙しいことと存じます。

今年の年末は経済界の不況下に迎えることになりまので、いきおい各種の犯罪が発生するおそれもあり、警察や防犯隊では十二月中を歳末警戒並びに歳末防犯運動に重点を置いて犯罪の防止に努めています。

御家庭の皆さん方には是非次のことを御注意され一軒も被害のからぬよう御協力下さい。

◇出る時はカギかけ隣へ声かけて家をあけるときは必ず隣近所に連絡し留守番はお互でしつかり守りましょう

◇戸のすき間・心のすき間が悪を呼ぶ

昼の疲れでぐっすり寝込んだとき、犯人が忍び込むもので特に窓、裏口の戸物を完全にいたしまししょう

◇怪しいと第六感はずぐその筋へみなれぬ人、不審な人の行動は充分注意して怪しいと感じたときはすぐ附近の防犯隊員又は警察へ連絡して下さい

◇押売人みんなの力で追い出され  
1 押売りがうるさく強要して立ち去らないときは立ち退くようはつきり告げ、それでも立ち退かないときは不退去罪になります。おどかした場合は脅迫罪、近所へ知らせようとすると妨害した場合は終犯罪になります

2 押売人がきたらすぐ警察へ連絡して下さい

◇甘い言葉にだまされず  
年末は特に詐欺や箱抜け詐欺の犯罪が発生するおそれがあります

◇自転車はおりたとたんにカギを  
かけ  
ちよつとした油断から財布をスラれたり、自転車がかつばらわれるものです

◇寝るとき出るとき火の用心

(勝山警察署  
勝山市防犯隊)

### 歳末の交通事故は

#### こうして

#### 防ぎましょう

身も心も忙しい歳末が訪れてきました、こうした時が最も交通事故が起きます、お互が自分のためですから充分注意しましょう。

- 一、右側通行を励行しましょう
- 一、自動車、原動機付自転車の無免許、無許可運転をしないようにしましょう。
- 一、車を運転する者はよく交通法令を遵守して違反しないようにつとめましょう。
- 一、道路を斜めに横断したり車の直後の横断をしないようにしましょう。



- 一、自転車  
の無  
灯火及  
び設備  
のない  
車に二  
人乗を  
しないようにしま  
しょう。
- 一、曲角、踏切では  
よく前後左右を確  
めて通りましょう
- 一、車の飛び乗り、  
飛び降り禁止ま  
しょう。
- 一、交通の妨害とな  
るような程度にで  
い酔してふらつか  
ないよう気をつ  
けましょう。
- 一、道路で児童を渡  
越せたり、幼児  
を一人歩きさせな  
いように心掛けま  
しょう。

勝山警察署  
交通安全協会勝山支部

進め進む都市計画  
写真は福井精練加工区勝山下場  
附近



### 火事は水より

#### 心で防げ

最近市内に火事やボヤが発生しています。慌しい年の瀬を迎え一寸した油断、一寸した不注意は禁物です。  
火の元には充分注意いたしまししょう。



# 火の用心